

エコマーク商品類型 No.117「複写機 Version 2.2」、No.122「プリンタ Version 2.0」、
No.133「デジタル印刷機 Version 1.1」認定基準の一部改定について

標記3商品類型について、ブルーエンジェルおよびノルディックスワンとの相互認証に向けた作業を進めているところであるが、同一取扱項目と認識していた箇所に不一致があったため、以下の改定案のとおり軽微な改定を行う。デジタル印刷機については、相互認証の枠組に含むものではないが、複写機、プリンタとの基準の共通化を図ることが前提条件としてWGで示されているため、複写機、プリンタに準じるものとして軽微な改定を行う。

その他、同様の事案について、基準を確認し、不一致などが確認されたものに関しては、同作業を行うものとする。

改定案（下線部を追加、見消部を削除）

現行基準

25g 以上のプラスチック製筐体部品にハロゲンを含むポリマを使用しないこと。また処方構成成分として、難燃剤を含む有機ハロゲン化合物を添加していないこと。
ただし、以下については本項目を適用しない。

改定案

25g 以上のプラスチック製筐体部品にハロゲンを含むポリマを使用しないこと。また処方構成成分として、難燃剤としてを含む有機ハロゲン化合物を添加していないこと。
ただし、以下については本項目を適用しない。

2007年8月2日改定

以上